

多子世帯利用給付認定(保育の必要性の認定)について

●多子世帯利用給付認定の手続きについて

・多子世帯の給付を受けるためには、**事前に**「多子世帯利用給付認定」を受けることが必要です。

ただし、令和 7 年度に限り、年度内に申請があったものは、令和 7 年 4 月 1 日まで認定期間を遡ります。

・お住いの区役所に必要書類をご提出ください。申請書類は、各区役所保健福祉課、ご利用の施設のほか、HP からダウンロードもできます。

●保育を必要とする事由

- (1)就労(1 か月 60 時間以上労働することを常態としていること)
- (2)妊娠、出産(妊娠中又は出産後間がないこと)
- (3)保護者の疾病、負傷、障害(疾病や負傷又は精神や身体に障害があること)
- (4)同居親族の常時介護、看護(長期入院等している親族の常時介護、看護を含む)
- (5)災害復旧(震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること)
- (6)求職活動(起業準備を含む)
- (7)就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- (8)児童虐待、DV のおそれがあり、保育を行うことが困難と認められる場合(児童相談所等の関係機関と連携のうえ、必要性を判断するもの)
- (9)育児休業取得中の継続保育利用
(育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、休業中も継続利用することが必要と認められること)
- (10)前各号に類するもの

認定に関するお問い合わせ先

門司区役所保健福祉課	門司区清滝一丁目1番1号	331-1891
小倉北区役所保健福祉課	小倉北区大手町1番1号	582-3434
小倉南区役所保健福祉課	小倉南区若園五丁目1番2号	951-1032
若松区役所保健福祉課	若松区浜町一丁目1番1号	761-5926
八幡東区役所保健福祉課	八幡東区中央一丁目1番1号	671-6882
八幡西区役所保健福祉課	八幡西区黒崎三丁目15番3号	642-1448
戸畑区役所保健福祉課	戸畑区千防一丁目1番1号	881-9126